

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年12月末)

1. 連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置による 不算入額	前四半期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	173,769		173,272	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	46,322		46,322	
2	うち、利益剰余金の額	131,612		131,213	
1c	うち、自己株式の額(△)	4,165		3,600	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		662	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	123		123	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	52,126	13,031	48,539	12,134
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	101		101	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	101		101	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	226,121		222,037	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,092	273	1,186	296
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,092	273	1,186	296
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	-	-
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	6,284	1,571	6,228	1,557
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,377		7,415	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	218,744		214,622	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	112		102	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	112		102	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	112		102	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	218,857		214,725	

Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	20,000		10,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	21		19	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	6,446		6,298	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	6,446		6,298	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	8,465		7,877	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	8,465		7,877	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	34,933		24,196	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-	-
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	34,933		24,196	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	253,790		238,921	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,844		1,853	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	273		296	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,571		1,557	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,984,293		1,948,873	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)÷(ヲ))	11.02%		11.01%	
62	連結Tier1比率((ト)÷(ヲ))	11.02%		11.01%	
63	連結総自己資本比率((ル)÷(ヲ))	12.79%		12.25%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,326		19,605	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11		11	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6,446		6,298	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	23,905		23,462	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-

2. 単体自己資本比率

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置による 不算入額	前四半期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	164,911		164,600	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736		43,736	
2	うち、利益剰余金の額	125,340		125,126	
1c	うち、自己株式の額(△)	4,165		3,600	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		662	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	123		123	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	52,410	13,102	48,848	12,212
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	217,445		213,572	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	989	247	1,076	269
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	989	247	1,076	269
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	-	-
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	6,344	1,586	6,301	1,575
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,334		7,378	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	210,111		206,193	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	-	-
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
42	Tier2資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	-	-
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-	-	-	-
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	210,111		206,193	

Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	20,000		10,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	5,974		5,845	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	5,974		5,845	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	8,460		7,875	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額	8,460		7,875	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	34,435		23,720	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に 係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-	-
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	34,435		23,720	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	244,546		229,914	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,833		1,844	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額 に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	247		269	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,586		1,575	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,939,933		1,906,442	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	10.83%		10.81%	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	10.83%		10.81%	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	12.60%		12.05%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,282		19,562	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		-	-	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	5,974		5,845	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	23,420		23,001	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリ テール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合に あっては、零とする。)		-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-